

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	北見市 予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北見市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道北見市長

公表日

令和4年1月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、対象者に定期又は臨時の予防接種を行う。 ・当該予防接種を受けた者又はその保護者から、実費を徴収する。 ・当該予防接種に起因して健康被害を受けた者に対し、その救済措置を行う。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ○予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ○予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項及び別表第1の10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。) <情報照会の根拠> 別表第2の16の2、17、18、19の項 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 別表第2の115の2の項 <情報提供の根拠> 別表第2の16の2の項、16の3の項 主務省令第12条の2 別表第2の115の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 文書課 北見市大通西3丁目1番地1 0157-25-1209
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部 文書課 北見市大通西3丁目1番地1 0157-25-1209

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-4-②法令上の根拠	<p><情報照会の根拠> 別表第2の17、18、19の項</p> <p><情報提供の根拠> なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p>	<p><情報照会の根拠> 別表第2の16の2、17、18、19の項</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の16の2の項</p>	事前	
平成28年12月30日	I-3法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の10の項</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の10の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条</p>	事前	
平成28年12月30日	I-4-②法令上の根拠	<p>番号法第19条第7号及び別表第2</p> <p><情報照会の根拠> 別表第2の16の2、17、18、19の項</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の16の2の項</p>	<p>・番号法第19条第7号及び別表第2</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。)</p> <p><情報照会の根拠> 別表第2の16の2、17、18、19の項 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の16の2の項 主務省令第12条の2</p>	事前	
	I-5所属長の役職名	所属長の役職 氏名	所属長の役職	事前	
H31.2.8	基礎項目評価書全体		新様式への変更	事前	
R2.10.1	II-1対象人数	平成30年4月1日	令和2年10月1日	事後	
R2.10.1	II-2取扱者数	平成30年4月1日	令和2年10月1日	事後	
R3.1.4	I-7請求先	総務部 文書課 北見市北2条東2丁目 0157-25-1209	総務部 文書課 北見市大通西3丁目1番地1 0157-25-1	事後	
R3.1.4	I-8連絡先	総務部 文書課 北見市北2条東2丁目 0157-25-1209	総務部 文書課 北見市大通西3丁目1番地1 0157-25-1	事後	
R3.2.1	II-1対象人数	令和2年10月1日	令和3年2月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R3.2.1	II-2取扱者数	令和2年10月1日	令和3年2月1日	事後	
R3.2.18	I-1-②事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、対象者に定期又は臨時の予防接種を行う。 ・当該予防接種を受けた者又はその保護者から、実費を徴収する。 ・当該予防接種に起因して健康被害を受けた者に対し、その救済措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、対象者に定期又は臨時の予防接種を行う。 ・当該予防接種を受けた者又はその保護者から、実費を徴収する。 ・当該予防接種に起因して健康被害を受けた者に対し、その救済措置を行う。 ・新型インフルエンザ等対策特別措置方による予防接種の実施に関する事務。 	事前	
R3.2.18	I-3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の10の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 	事前	
R3.2.18	I-4-②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。) <p><情報照会の根拠> 別表第2の16の2、17、18、19の項 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の16の2の項 主務省令第12条の2</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「主務省令」という。) <p><情報照会の根拠> 別表第2の16の2、17、18、19の項 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 別表第2の115の2の項</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の16の2の項 主務省令第12条の2 別表第2の115の2の項</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R3.8.10	I-1-②事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、対象者に定期又は臨時の予防接種を行う。 ・当該予防接種を受けた者又はその保護者から、実費を徴収する。 ・当該予防接種に起因して健康被害を受けた者に対し、その救済措置を行う。 ・新型コロナウイルス等対策特別措置方による予防接種の実施に関する事務。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種法に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、対象者に定期又は臨時の予防接種を行う。 ・当該予防接種を受けた者又はその保護者から、実費を徴収する。 ・当該予防接種に起因して健康被害を受けた者に対し、その救済措置を行う。 ・新型コロナウイルス等対策特別措置方による予防接種の実施に関する事務。 ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 <ul style="list-style-type: none"> ○ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ○予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ○予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。 	事後	
R3.8.10	I-1-③システムの名称	健康管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ	健康管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
R3.8.10	I-3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供) 	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R3.11.17	I-4-②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号及び別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。） <p><情報照会の根拠> 別表第2の16の2、17、18、19の項 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 別表第2の115の2の項</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の16の2の項 主務省令第12条の2 別表第2の115の2の項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号及び別表第2 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「主務省令」という。） <p><情報照会の根拠> 別表第2の16の2、17、18、19の項 主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2 別表第2の115の2の項</p> <p><情報提供の根拠> 別表第2の16の2の項、16の3項 主務省令第12条の2 別表第2の115の2の項</p>	事後	
R3.11.17	II-1対象人数	1万人以上10万人未満 令和3年8月1日 時点	10万人以上30万人未満 令和3年11月1日 時点	事後	
R3.11.17	II-2取扱者数	令和3年8月1日 時点	令和3年11月1日 時点	事後	
R3.11.17	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
R3.11.17	IV-1評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	
R3.11.17	IV-4特定個人情報ファイルの 取扱いの委託	委託しない	委託する ・不正な使用等のリスクへの対策は、十分である	事後	
R4.1.19	I-3-法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第1の10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第15号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第5号（委託先への提供） 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表第1の10の項、93の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号（新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ） ・番号法第19条第6号（委託先への提供） 		